

令和7年4月30日

## 買取サービスに関する実態調査報告書の公表について

消費者庁は、景品表示法の観点から、買取サービスに関する事業者の表示等について実態調査を行い、その結果に基づき、同法上の考え方を取りまとめましたので、これを公表します。

消費者庁は、令和6年4月18日、「景品類等の指定の告示の運用基準について」（昭和52年4月1日事務局長通達第7号）を改定し、買取サービスに関する表示等も景品表示法の規制対象になり得ることを明確化しました。

買取サービスに関する表示が、実際のもの又は事実に相違して競争事業者のものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認される場合には、優良誤認表示又は有利誤認表示として景品表示法上問題となります。

消費者庁において、買取サービスに関する表示物を収集・整理し、幅広い年代の消費者を対象とした意識調査を行うとともに、買取業者等にヒアリング調査を行いました。

今般、上記の調査結果に基づき、景品表示法上の考え方を整理し、「買取サービスに関する実態調査報告書」を取りまとめましたので、公表いたします。

### 【問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話：03(3507)7564（直通）

ホームページ：<http://www.caa.go.jp/>